

【改正根拠】

令和 7 年 11 月 12 日付けで、各自治体の火災予防条例の基準を定めている「**対象火気設備に関する省令を一部改正する省令**」が公布されました。これにより、葉山町火災予防条例についても所要の改正を行うものです。 **施行日令和 8 年 3 月 31 日**

【改正主旨】

現行の「サウナ設備」の基準は、施設等の屋内（建物内）に固定式として設置することを想定した内容であり、火災予防条例が制定されてから、改正はされていませんでした。しかし、近年のサウナブームにより、これまでのサウナとは異なる、可搬式サウナと呼ばれている屋外の「**テントやバレル（木樽：きだる）**」にストーブを設置し使用する事例が全国で増加しています。このような、消費熱量が小さい可搬式のサウナに適した基準を定める必要性が生じたもので、屋外に設ける可搬式サウナを「**簡易サウナ設備**」という別の種類として条例に追加するものとし、安全性の検証結果を踏まえ、基準を制定するものです。

【改正対象条例】

- 第 7 条の 2 「簡易サウナ設備」を追加
第 7 条の 3 旧第 7 条の 2 「サウナ設備」を第 7 条の 3 へ移動し、
名称を「一般サウナ設備」へと変更

【簡易サウナ設備とは】



テント型



バレル型



トレーラ型等

新たな「簡易サウナ設備」のポイントは大きく分けて以下の 3 つ

- ① 「簡易サウナ設備」に該当するのは、屋外に設置するテント型とバレル型で、最大出力が 6kW 以下の薪ストーブまたは電気ストーブのみと限定されます。
- ② 設置条件である離隔距離は、周囲の可燃物が「100℃超えない」又は「引火しない」距離の「どちらか短い距離」とすることができます。
- ③ テント型等であっても「簡易サウナ設備」（火気設備）として扱われることから、個人利用以外は届出も必要となります。

※火気器具として扱われる物(カセットコンロ等)は届出不要ですが、火気設備に該当するものは届出が必要となります。